

## 重要事項説明書(低圧)

本書は、電気事業法第2条の13および電気事業法施行規則第3条の12および第3条の13に基づき、お客様と株式会社 MT エナジーの電気需給契約の概要を説明するものです。詳細及び本説明書に記載のない事項につきましては、当社「電気需給約款(低圧)」をご確認ください。

### <お申し込み>

- 当社の電気需給約款をご承諾の上、当社のホームページより必要事項を記載の上お申し込みいただきます。
- お客様が当社所定の様式によって申込みした日から 14 日を過ぎても当社が契約手続きを完了できない場合、お申込みを無効にできるものといたします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。
- 当社は会社の事情等によりお申込みを承諾しないことがあります。その場合、当社が認めた場合のみ承諾しない理由を通知するものといたします。
- 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約をした場合は、契約終了日以降 2 年目の日までは当社に申込みできないものといたします。

### <提供開始時期>

- 本サービスの提供は、お客様から提出された申込書を基に弊社が現在契約されている電力会社へ廃止届を提出し、同社の受理後の電力切替(スイッチング)実施後に開始いたします。本サービスの提供を開始した日については後日弊社より通知します。

### <契約期間>

契約期間は、料金適用開始日から 1 年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に 1 年間延長します。

### <契約電流・容量・電力>

- 原則、お客様の申し込み時点の供給地点設備情報の契約電流・契約容量・契約電力にのっとり、プランの設定を行います。

### <電気料金>

- 電気料金は、基本料金、電力量料金、電源調達調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。まったく電気を使用しなかった月の電気料金は基本料金の半額といたします。
- スタンダード従量 B プラン

#### 基本料金

契約電流 30 アンペア	806 円 52 銭
契約電流 40 アンペア	1052 円 48 銭
契約電流 50 アンペア	1,287 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,544 円 40 銭

従量料金

契約電流 30 アンペア	
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 69 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 89 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 74 銭
契約電流 40 アンペア	
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 29 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 36 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 12 銭
契約電流 50 アンペア	
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 89 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 83 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 51 銭
契約電流 60 アンペア	
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 89 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 83 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 51 銭

■ スタンダード従量 C プラン

基本料金

契約容量 1キロボルトアンペアにつき	257円 40 銭
--------------------	-----------

従量料金

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 89 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 83 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 51 銭

■ 動力プラン

基本料金

契約電力 1キロワットにつき	986 円 58 銭
----------------	------------

従量料金

1キロワット時につき(夏季7-9月)	13 円 96 銭
--------------------	-----------

1キロワット時につき(その他季10-6月)	12 円 68 銭
-----------------------	-----------

#### <お支払い方法>

- 毎月の電気料金については当社指定のクレジットカードにてお支払いいただきます。
- 工事費負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。
- お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

#### <郵送料その他>

当社からお客さまへ書面を郵送する場合は、郵送手数料として1通あたり150円(税込)を請求いたします。当社が適用できる月の電気料金と合わせて請求いたします。

#### <お客さまからの申し出による契約の変更・解除>

- 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。  
他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。  
引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて10日前までにお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。お申し出を10日前までに頂いていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日まで発生した電力料金はお客様負担となる場合がございます。
- 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。
- 

#### <電気の使用に伴うお客様の協力>

- 送配電事業者の定める託送約款に定められた事項を遵守していただきます。
- 電気工作物の改修や検針、保安上必要な場合において、当社または一般送配電事業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由がない限り承諾していただきます。
- 送配電事業者の供給設備の故障、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には送配電事業者に通知していただきます。

#### <契約の変更・解約>

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまに対して催告をすることを要せずに、そのお客さまについて需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合((2)、または(6)から(9)の場合を除きます。))には、解約の15日前までに通知いたします。

- (1) 第26条(供給の停止)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客さまが、第35条(需給契約の終了)(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (3) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- (4) お客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金の支払期日を経過してなおその料金を支払われない場合
- (5) 当社が催告するも、約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金その他約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (6) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- (7) お客さまが破産、特別清算、民事再生の手続若しくは会社更生の申立てを受け、又は自らこれを申し立てた場合
- (8) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- (9) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (10) お客さまがその他約款に反した場合

### <クーリングオフ>

■ 契約の解除に関する事項【特商法4条6号、同規則3条8号】【クーリング・オフについて】【特商法4条5号、同規則6条】

1. 本書面を受領した日から 8 日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただければ、本サービスの提供契約を解除することができます。
2. 1 にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げたことによりお客さまが誤認をし、または弊社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって 1 の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途弊社が作成するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが弊社から受領した日から 8 日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. 1 または 2 のクーリング・オフは、お客さまが 1 または 2 のお申し出をされたとき(郵便消印日付など)に効力が生じます。
4. 1 または 2 のクーリング・オフがあった場合、①既に本サービス提供のため、弊社が工事の準備を開始している等にて原状回復する必要がある場合には、それに要する費用は弊社が負担いたします。②弊社は、お客さまが本サービスをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する弊社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。

**<お問い合わせ先>**

**小売電気事業者**

株式会社 MT エナジー（小売電気事業者登録番号:A0792）

03-6403-3089（祝日を除く月-金曜 10:00-18:00）

[customer-service@mt-energy.jp](mailto:customer-service@mt-energy.jp)